

新婚さんの新生活を応援します！！



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタート費用を助成します。

補助の対象となる経費

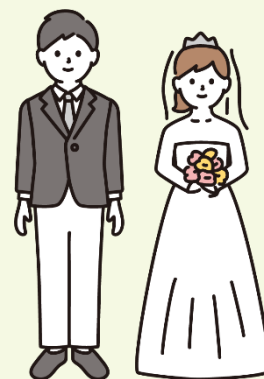
- 新規住宅の取得費用
- 新規住宅賃貸費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料も含む）
- 結婚に伴う引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者の支払いにかかる実費）
- 結婚に伴う住宅のリフォーム費用（結婚を機に行う修繕、増改築、設備更新工事費用）



補助の対象となる世帯の条件

- 令和6年1月1日以降に入籍した世帯
- 夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

※その他にも条件があります。詳しくはお問合せ下さい。



補 助 上 限

夫婦ともに29歳以下世帯・・・**上限60万円**

夫婦ともに39歳以下世帯・・・**上限30万円**

【申請・お問合せ】

東峰村 住民福祉課

TEL 0946-74-2311